

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的にあらわれるという特徴を持っている。

今年４月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出された。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものである。これは、患者にとり朗報であった。しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成１９年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初３年間）は、症例数において中間目標１００症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年８月について、中間目標を達成した。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、本年度中に診断基準を定めるべきである。そして、来年度には、診療指針（ガイドライン）の策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきである。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきである。

よって、国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、以下の項目を強く求める。

記

- １ 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（１００症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- ２ 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業にお

いては、来年度（平成２３年度）に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。

- ３ 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、速やかに加えること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年１２月１７日

深谷市議会議長 仲 田 稔

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	片 山 善 博 様
厚 生 労 働 大 臣	細 川 律 夫 様